

宮津与謝消防組合監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年8月31日

宮津与謝消防組合

監査委員 稲岡 修

監査委員 宮崎 有平

平成30年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類 定期監査

(2) 監査実施日 平成30年7月23日

(3) 監査方針、監査の重点

地方自治法には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、構成市町の財政状況が極めて厳しい中であって、行財政の効率的かつ適正な執行がより強く求められていることから、業務が関係法令等の定めるところにしたがって、適正に執行されているかどうかを確認するとともに、経済的、効率的及び効果的に実施されているかを重点的に監査を実施した。

監査の重点事項

- ・ 予算の執行は適正に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。
- ・ 財産管理は適正に行われているか。

(4) 監査の方法

業務の執行概況について説明を求めたほか、予算の執行、契約事務並びに財産管理について、契約書、財産調書、車両台帳等関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

2 監査の結果

(1) 予算の執行については、例月出納検査における調書、資料等も参考にして監査を実施した。

予算の執行は、地方自治法、財務規則など関係法令等に準拠し、適正に行われていると認められた。

(2) 契約事務については、平成30年度第1四半期に執行された契約20件・請書5件のうち、契約書6件（賃貸借契約1件・委託契約2件・売買契約3件）を対象に監査を実施した。

契約の起案書、予定価格調書、契約書等の契約関係書類については、法律、規則に則して作成されており、適正に執行されていることを認めた。

また、物品の納品に係る検収、委託業務及び工事請負に係る検査においても受注者側の立会いのもと、確実に行えていることを確認した。契約事務の執行にあたっては、引き続き事業の目的、意義のもと、経済性はもとより、公正性、透明性及び競争性の確保に努められたい。

(3) 財産管理については、本署及び各分署における施設、公用自動車、備品等の財産について、台帳の整備や使用許可の状況等、管理・運用状況を監査した。

施設については、平成28年度から2か年事業で整備を進めていた宮津分署耐震整備事業がすべて完了し、地域の消防・防災の拠点施設としてその機能を果たすとともに、より適切な消防業務の遂行が可能となったことは了とするものである。また、救急車に積載する資機材として、急性心筋梗塞などの心疾患が疑われる傷病者の救急搬送時に救急車から病院へ心電図データを送信し、治療までの時間を短縮することにより、救命率向上に貢献する12誘導心電図伝送システムが府内で初めて整備されたことは、救急医療体制の向上につながるものであり、今後においても更なる充実を期待するものである。

(4) 宮津与謝消防組合管内における平成30年上半期（1月1日～6月30日）の火災、救急、救助及びその他出場の発生件数は1,217件で、前年同期と比較して48件減少している。

内訳として、救急1,060件（前年度比72件減）、救助4件（前年度比8件減）については、減少傾向となっている。また、火災13件（前年度比4件増）、その他出場140件（前年度比28件増）については、増加傾向で推移している。

ドクターヘリの要請件数58件（前年度比30件増）については、救急要請形態の複雑化・多様化により概ね倍増しており、ドクターヘリの運用によって、へき地における救急医療体制が強化されたことは非常に喜ばしく、今後においても救命率の向上及び後遺症の軽減が図られることを期待するものである。

昨年度、全国で発生した災害に目を向けると、7月に大きな被害をもたらした九州北部豪雨や7月から10月にかけて相次いで日本列島に上陸した台風により風水害が続発しており、1月から2月にかけては記録的な大雪による被害も発生している。ま

た、今年度においても6月18日に発生した大阪府北部地震は最大震度6弱を観測したほか、平成30年7月豪雨では台風7号及び梅雨前線等の影響で記録的な豪雨となり、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や土砂災害が発生し、死者が200人を超える甚大な被害が発生している。さらに、今後30年以内に70～80%の高い確率で起こるとされている南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震への防災・減災対策が急務であるとともに、開催予定であるG20大阪サミット及び関連会合等や東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの国家的な大規模行事等におけるテロ災害への備えも必要になっており、安心・安全を守る最前線で活動する消防に寄せられる期待は、ますます大きなものとなっている。

当消防組合管内においては今後も人口減少や高齢化が一段と進み、消防を取り巻く環境も複雑・多様化し、構成市町の財政状況もますます厳しくなることが予想される中、今年度は災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（I型）の購入が計画されており、円滑な事業の進捗を望むものである。

また、各消防車両や消防資機材等についても、第4次宮津与謝消防組合基本計画に基づき計画的な整備が進められるとともに、消防団をはじめ関係機関との連携強化を図るなど、消防業務の適切な運営に努められ住民の信頼に応えられるよう期待するものである。